

# 口蹄疫対策の強化・充実について

平成22年4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は、宮崎県をはじめ関係者が懸命に防疫措置を講じてきたにもかかわらず、5月18日には、宮崎県口蹄疫防疫対策本部が「口蹄疫」非常事態宣言を発し、さらに、同22日には国内初となるワクチン接種にまで至っており、事態は極めて深刻化している。

九州・山口の畜産業は全国の約3割を占めるなど、日本の食料供給地として重要な役割を担っているが、これ以上拡大が進めば、九州・山口の畜産業の根幹を揺るがしかねない危機的な状況にある。

このようなことから、宮崎県をはじめ九州・山口各県では、市町村や関係団体と一体となって、死力を尽くして防疫対策等に取り組んでいるところである。

家畜伝染病のまん延防止は、本来、国の責務である。国家防疫の観点から、国の責任において、万全の措置を講じていただきたい。については、前回要望した項目に加え下記のとおり強く要望する。

## 記

### 1 防疫対策のさらなる徹底

- これ以上感染を拡大させないよう、殺処分家畜の埋却地の確保や、畜産関係車両以外の消毒の実施など、特例法の制定も含め、国において万全な防疫対策の措置を講じるとともに、口蹄疫の早期終息を図ること。
- 発生農場の疫学情報を速やかに都道府県に提供するとともに、感染源と感染経路を特定し、有効な感染予防手段を確立すること。

## 2 移動・搬出制限区域内外の畜産農家等への補償等

- 口蹄疫発生により、殺処分やワクチン接種を行った農家や早期出荷、家畜市場休止など移動制限区域内外で防疫に協力した農家等について、経営再建に際して、多大な費用・時間・労働力が必要となることから、必要な経費の全額を措置すること。

## 3 防疫に協力した農家等への支援策

- 口蹄疫防疫に協力することで、関係農家の経営は深刻な打撃を受けている。家畜疾病経営維持資金の無利子化や償還期間を延長するとともに、対象を現行の子牛・子豚から偶蹄類全畜種に拡大すること。
- 肉用子牛生産者補給金制度や肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）などについて講じられた登録期限等の延長措置については、口蹄疫が完全に終息するまで延長すること。
- 防疫対策のため家畜市場が閉鎖され、出荷できず滞留している家畜の飼料費等に対する助成措置を講じること。
- 防疫対策のため閉鎖されていた家畜市場が再開された際に、買い控え等により子牛価格等が本来の価格よりも低下し、生産者に損害が生じることも危惧されることから、この損害に対する補填措置を講じるとともに、家畜市場が実施する購買促進対策やPR対策などへの財政支援を実施すること。
- 優良な遺伝資源を維持・確保するため、種雄牛や種豚、精液などを口蹄疫の感染から保護する取組に対し、支援措置を講じること。

#### **4 財政措置**

口蹄疫の発生に伴い、殺処分やワクチン接種を行った農家や早期出荷を行った搬出制限区域内の農家に対する補償や生活再建支援については、その全額を負担すること。また、地方公共団体や関係団体が自主的に実施した防疫対策に係る消毒ポイントの設置や畜産農家の経営支援、家畜市場再開に向けた支援など、県や市町村、関係団体が自主的に実施した対策に要する経費についても、特別交付税措置を含む財政措置により全額補填すること。

#### **5 風評被害防止対策の実施**

口蹄疫の被害や影響を受けている地域の食肉や牛乳の購入や人的・物的交流を控えることがないよう、的確な情報を積極的に広く、国民、食品流通業界等へ提供するなど、風評被害防止対策を講じること。

平成22年5月26日

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞